

(様式 2-2)

川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託
グループ協定書 (参考)

(目的)

第1条 ○○(グループの名称)は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 川越市発注に係る(川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当グループは、○○(以下「本グループ」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本グループは、事務所を○○に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 本グループは、○○年○○月○○日に成立し、本業務の履行後3か月を経過する日までは解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、本グループは、前項の規定にかかわらず、直ちに解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称等)

第5条 本グループの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 ○○
団体の名称 ○○
代表者氏名 ○○
- (2) 所在地 ○○
団体の名称 ○○
代表者氏名 ○○

(代表者の名称)

第6条 本グループは、○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 本グループの代表者は、本業務の履行に関し、本グループを代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び本グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する

著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、本グループの代表者である企業に委任するものとする。なお、本グループの解散後、本グループの代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(業務の分担等)

第9条 各構成員の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、本業務の一部に変更があったときは、当該変更等の内容に応じ、業務分担及び負担金分担額を変更するものとする。

- (1) ○○業務 ○○(団体の名称) ○○円
- (2) ○○業務 ○○(団体の名称) ○○円
- (3) 共通業務 - ○○円

2 各構成員は、前項の規定により分担する業務を遂行するため、必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

(運営委員会)

第9条 本グループは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 本グループの取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本グループの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する本グループの責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、本グループが本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本グループに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 本グループが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(疑義についての協議)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者〇〇外〇は、上記のとおり〇〇グループ協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表団体 (所在地)

(団体の名称)

(代表者氏名)

⑨

構成団体 (所在地)

(団体の名称)

(代表者氏名)

⑨